

商工中金の業務改善計画に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年六月十五日

古賀之士

参議院議長伊達忠一殿

(

)

商工中金の業務改善計画に関する質問主意書

株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）は、本年六月九日、危機対応業務の要件確認における不正行為事案に関し、経済産業省、財務省、金融庁及び農林水産省に、作業工程並びに業務の改善計画（以下「業務改善計画」という。）を提出した。この業務改善計画に疑義があるので、以下質問する。

業務改善計画では、危機対応業務の要件に該当しないことが判明した顧客への対応として、商工中金の他の貸出への振替等を行うとされている。その際、顧客に不利益を及ぼさないようにするとされていることから、当該顧客への融資については、引き続き、民間金融機関による一般的な融資より低利で融資されるものが大宗を占めると思われる。すなわち、契約時に危機対応業務の要件を満たしていないことが判明した顧客への融資の商工中金の他の貸出への振替等は、民間金融機関との競争の観点から不当に低利な条件で融資されていくことになり、民間金融機関とのイコールフットティングに違背する。

以上のことから、危機対応業務の要件に該当しないことが判明した顧客への融資について、顧客に不利益を及ぼさないよう商工中金の他の貸出へ振り替えることは不当であるとの意見があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

Q

○